

近江八幡市 循環型社会形成推進地域計画（第2期計画）

近江八幡市

平成25年12月9日（当初）

平成27年1月9日（一部改定）

平成27年4月22日（一部改定）

平成28年1月6日（一部改定）

平成28年5月2日（一部改定）

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 近江八幡市

面 積 177.39 km² (平成25年4月1日現在)

(旧近江八幡市：76.97 km²、旧安土町：24.30 km²)

人 口 81,967人 (平成25年4月1日現在)

(旧近江八幡市：69,470人、旧安土町：12,497人)

(2) 計画期間

本計画は、第1期計画（平成19年度～平成25年度）に続き、第2期計画として平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

平成22年3月に近江八幡市（以下「近江八幡地域」という。）と安土町（以下「安土地域」という。）が合併し、新しい近江八幡市（以下「本市」という。）が誕生した。本市は、琵琶湖の東岸、湖東平野の中央部に位置し、市域のほぼ半分を農地が占め、農業が基幹産業となっている。また、京阪神圏の外縁部にあることから、住宅都市としても発展するとともに東近江地域の中核都市として商業施設等が集まり、人口も微増傾向にある。さらに、特色ある自然・歴史環境を求めて年間約310万人の観光客が訪れている。伝統的建造物群や全国で始めて選定された重要文化的景観など山紫水明に恵まれた古きよき町並みを有し、住民の美化意識が高い都市である。

そこで本市では循環型社会を形成していくために次のような方策に取り組んでいく。

家庭系廃棄物については、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進め、指定ごみ袋の導入による分別の徹底、減量化の推進を図る。また、事業系一般廃棄物については、その発生抑制及び再利用の推進を図る。さらに、中間処理段階では、高効率発電を行い熱エネルギーの有効活用に取り組む。なお、安土地域では、合併前から中部清掃組合による広域処理を行っているが、将来的にはごみ処理体制の統一化を図るものとする。

一方、市内を流れる白鳥川、蛇砂川、長命寺川、山本川及び日野川は琵琶湖に流入しており、各河川とも概ね環境基準は達成しているものの、発生汚濁負荷量の約6割を生活系が占めており、琵琶湖の富栄養化を抑制するために引き続き生活排水対策を推進する必要がある。このような状況を踏まえ、本市では、公共下水道事業を中心に集合型処理施設の整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域では合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

東近江地域におけるごみ処理の広域化については、近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町で構成する「東近江ごみ処理広域化推進委員会」を設置し、管理運営・広域化・ごみ処理の3専門部会で詳細の検討を行いながら、東近江地域の広域処理システム(収集・運搬、中間処理、最終処分)の構築を、本市が整備する新施設の建設に合わせ実行することを目指している。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成23年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め28,500トンであり、再生利用される「総資源化量」は3,514トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は12.3%である。

中間処理による減量化量は21,717トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね8割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の12.2%に当たる3,269トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は23,157トンであり、市の焼却施設では余熱による温水の場内利用を行っている。(平成24年度以降は焼却等を休止の上、外部に処理を委託し、積替保管施設として機能している。)

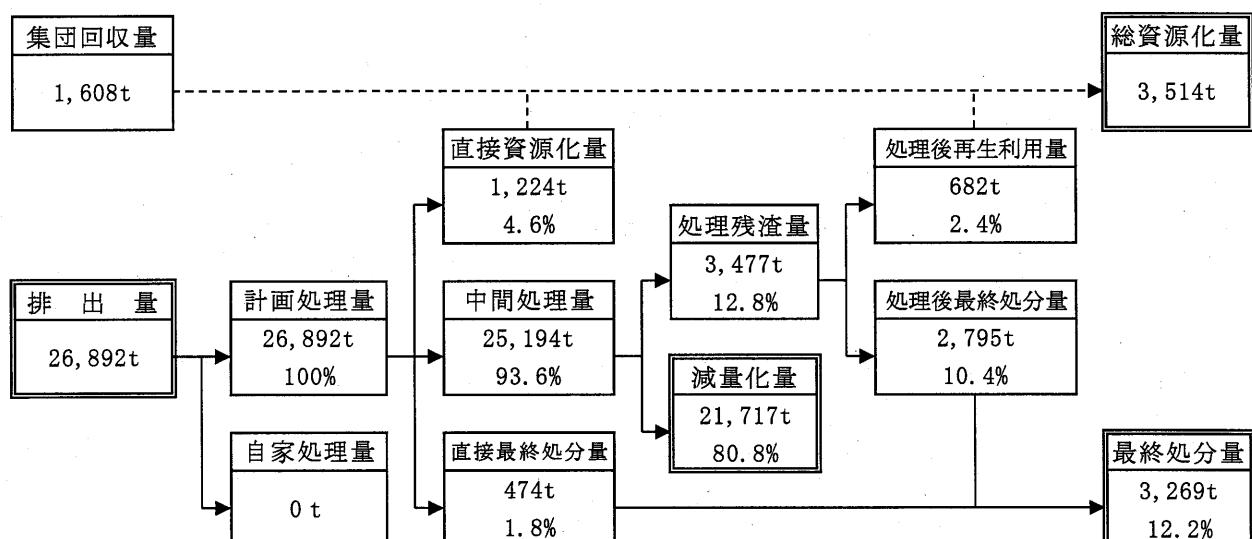


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

また、本市では一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物については、受け入れていない。

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 81,957 人であり、水洗化人口は 72,306 人、汚水衛生処理率は 88.2% である。

し尿発生量は 9,729k1/年、浄化槽汚泥発生量は 18,548k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 28,277k1/年である。

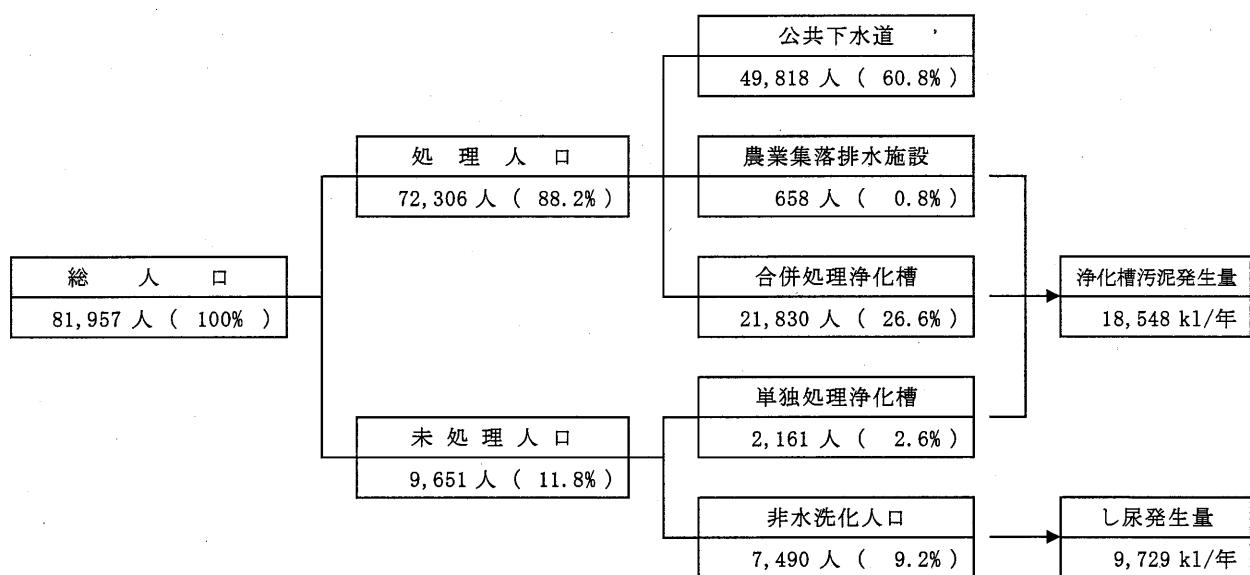


図 2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し表1のとおり目標量について定め、最終的には平成23年度のごみ排出量から9.6%削減することを目標とし、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

なお、リサイクル率の目標については、集団回収などにより資源ごみ回収率の向上を図るとともに、平成28年度に高効率ごみ発電施設を整備し、処理残渣のリサイクル等を検討することにより、国の基本方針に示されているリサイクル率25%以上を目指し、取り組みを推進していく。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 ^{※1}) (平成23年度)	目標(割合 ^{※1}) (平成31年度)
排出量	事業系 総排出量	5,598トン	4,879トン (-12.8%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.65トン/事業所	1.55トン/事業所 (-6.1%)
	家庭系 総排出量	21,294トン	19,430トン (-8.8%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	240kg/人	219kg/人 (-8.8%)
	合計 事業系家庭系排出量合計	26,892トン	24,309トン (-9.6%)
再生利用量	直接資源化量	1,224トン (4.6%)	1,480トン (6.1%)
	総資源化量	3,514トン (13.1%)	6,056トン (24.9%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	— MWh	6,529 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	21,717トン (80.8%)	19,311トン (79.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,269トン (12.2%)	1,104トン (4.5%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)= {(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)= {(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

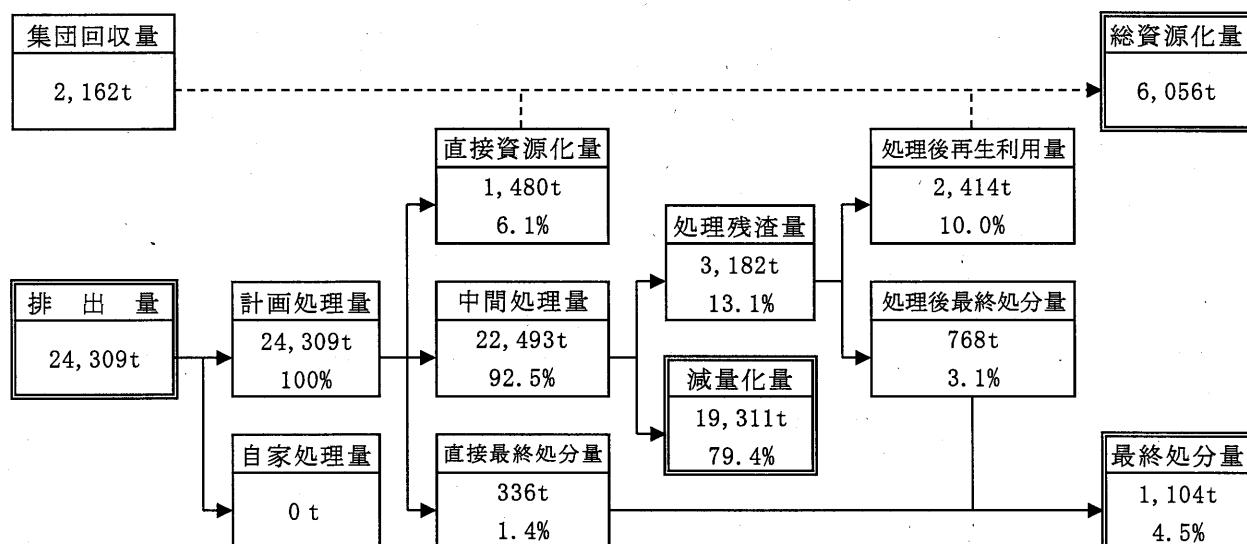


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道や農業集落排水施設の整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域については合併処理浄化槽を整備していく。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度実績	平成31年度目標
処理形態別人口	公共下水道	49,818人(60.8%)	55,689人(69.0%)
	農業集落排水施設等	658人(0.8%)	663人(0.8%)
	合併処理浄化槽等	21,830人(26.6%)	17,617人(21.8%)
	未処理人口	9,651人(11.8%)	6,683人(8.4%)
合計		81,957人	80,652人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	9,729キロリットル	6,009キロリットル
	浄化槽汚泥量	18,548キロリットル	16,185キロリットル
	合計	28,277キロリットル	22,194キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

表3に示す有料化、環境教育、普及啓発、助成、買い物袋持参運動・包装の簡素化及び再使用の推進に関する施策を推進していく。

表3 発生抑制、再使用の推進施策一覧

施策項目	既存施策	新規施策	計画検討時期	実施時期
有料化	家庭系可燃・不燃ごみは、指定ごみ袋で収集している。(近江八幡地域は平成24年度から実施。) 直接搬入ごみ(家庭系・事業系)については、従量制により課金し、直接納入方式により処理手数料を徴収している。	現在、実施している指定ごみ袋制の有料化について検討していく。	H26	未定
環境教育	環境教育や、生活環境教室の開催、ごみ処理施設の見学会等を実施している。	引き続き、ごみ問題や環境問題に関する講演会や学習会等を実施していく。	継続	
普及啓発	・広報を活用した啓発。 ・各自治会から選任された「環境推進員」による活動。 ・自治会、事業所、各種団体で構成している「近江八幡市環境美化推進協議会」による活動。	引き続き、普及啓発活動を推進とともに、啓発がより効果的なものとなるよう関係団体と協力していく。	継続	
生ごみリサイクル	生ごみ処理器及び電気式生ごみ処理器の購入に対して補助金を交付している。また、本市公共施設に生ごみ処理器を設置している。	引き続き、本市公共施設や家庭の台所等から排出される生ごみの自家処理による発生抑制・リサイクルの活性化を促す。	継続	
助成等	資源ごみ集団回収活動に対する奨励金制度により、古紙類等の資源回収を推進している。	引き続き、活動団体へ助成することにより、集団回収活動の活性化を促す。	継続	
拠点整備	自治会単位の資源ごみのストックヤード整備に対して補助金を交付し、集団回収活動の活性化につなげる。	引き続き、自治会等へ助成することにより、資源ごみのストックヤードの整備を図り、ごみの分別と資源化を促進する。	継続	
買い物袋持参運動の推進、包装の簡素化	消費者や販売店等に対して、買い物袋持参運動の推進や過剰包装の自粛について呼びかけ、市民、事業者及び行政が一体となって取り組んでいる。	引き続き、レジ袋の削減や簡易包装について市民、事業者及び行政が一体となって取り組んでいく。	継続	
事業系ごみの排出抑制指導	事業者に対して、ごみの排出抑制・再資源化及び適正処理について指導している。 また、多量排出事業者に対して減量計画の策定等の指導を徹底する。	引き続き、事業所におけるごみの排出抑制・再資源化及び適正処理について啓発を行うとともに、多量排出事業者に対して減量計画の策定等の指導を行う。	継続	
再使用の推進	市庁舎や公共施設等で再生品を使用した事務用品やトイレットペーパー等を積極的に使用している。	5Rの取り組みの中で、再生品の使用について啓発を行っていく。また、市庁舎や公共施設等で再生品を使用した事務用品やトイレットペーパー等を積極的に使用していく。	継続	
生活排水対策	家庭で出来る生活排水対策として台所での対策(ストレーナーや三角コーナーの使用等について)、啓発している。	引き続き、家庭における生活排水対策の啓発を行う。	継続	

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

家庭ごみの分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

近江八幡地域では平成24年度から、民間の廃棄物処理施設による委託処理を行ってきたが、平成28年度以降については、本市の新一般廃棄物処理施設において処理を行う。

なお、現在、空き缶・ビン・ペットボトル・新聞・雑誌・段ボール・紙パック・使用済乾電池・使用済ライター・廃食油（拠点回収）の分別収集及びアルミ缶・ビン・紙類・布類等の集団回収を行っており、平成24年度からは、指定ごみ袋の導入により、分別の徹底と資源化物の回収率の向上を図っている。また、平成28年度からは、使用済蛍光管（拠点回収）・小型家電（拠点回収）の分別収集を開始する。

不燃ごみ及び粗大ごみについては、委託処理においても、現状どおり破碎処理を行い鉄・アルミ類の資源回収を行うとともに、破碎残渣は可燃ごみとともに焼却処理するが、今後は本市の新一般廃棄物処理施設において、エネルギーの有効利用及び処理残渣のリサイクルを図るための高効率ごみ発電施設の整備に向けた取り組みを進めて行く。

生ごみの資源化についても、住民との協働で自家処理を中心とした排出抑制と有効な再利用方法について模索し、減量、資源化を図る。

安土地域では可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等については、中部清掃組合による広域処理を行っており、可燃ごみ等はガス化溶融施設において溶融スラグ化（有効利用）するとともに、発電による熱回収を行っている。また、不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理を行い鉄・アルミ類の資源回収を行っている。

なお、現在、空き缶・ビン・ペットボトル・ペットボトルキャップ・白色トレイ・新聞・雑誌・段ボール・紙パック・布類・使用済乾電池・使用済蛍光管・廃食油（拠点回収）・粗大資源の分別収集及びアルミ缶・ビン・紙類・布類等の集団回収を行っている。

本市としては今後、分別区分やごみ処理体制の統一化を図るとともに、高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも、家庭ごみの分別区分に準じて搬入し、処理・処分を行う。

また、多量排出事業者に対しては、事業者が事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画を作成し、事業所における減量を実行するよう指導していくとともに、事業者向け減量マニュアル等の作成、配布について検討する。

ウ 生活排水処理の現状と今後

河川や琵琶湖の水環境を保全するために、引き続き、公共下水道の整備を進めるとともに、人口散在地域等での合併処理浄化槽を整備していく。

また、し尿・浄化槽汚泥については、安土地域が八日市布引ライフ組合（衛生センター）による広域処理を行っており、近江八幡地域でも平成18年度以降は、同施設での委託処理を行ってきたが、平成25年度以降については、第1クリーンセンターにおいて中間処理を行った後、公共下水道に接続投入を行っている。

表4 近江八幡市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状(平成23年度)				今 後(平成31年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	
近江八幡地域	可燃ごみ	焼却	近江八幡市 第2クリーンセンター (焼却施設)	20,868	可燃ごみ	熱焼回収・発電	近江八幡市 環境エネルギーセンター (エネルギー回収施設)	19,027
	不燃ごみ	破碎・焼却	近江八幡市 第2クリーンセンター (破碎選別・焼却施設)	1,178	不燃ごみ	破碎・選別	近江八幡市 環境エネルギーセンター (リサイクルセンター)	1,012
	粗大ごみ	破碎	市第2クリーンセンター (粗大ごみ破碎設備)	311	粗大ごみ	破碎	近江八幡市環境エネルギーセンター (リサイクルセンター)	266
	埋立ごみ	埋立	近江八幡市一般廃棄物最終処分場	466	埋立ごみ	埋立	近江八幡市一般廃棄物最終処分場	332
	空き缶	リサイクル	近江八幡市 リサイクルセンター (缶類処理設備、 ペットボトル処理設備、 スッキヤード、カットヤード)	126	空き缶	選別・圧縮	(壳却)	111
	ビン		(壳却)	467	ビン	選別	(壳却)	464
	ペットボトル		(壳却)	125	ペットボトル	圧縮	(引取)	124
	新聞		(壳却)	311	新聞	保管	(壳却)	376
	雑誌		(壳却)	200	雑誌	保管	(壳却)	231
	段ボール		(壳却)	130	段ボール	保管	(壳却)	104
	紙パック		(壳却)	14	紙パック	保管	(壳却)	13
	使用済乾電池		(引取)	14	使用済乾電池	保管	(引取)	20
	廃食油		(引取)	1	小型家電	保管	(引取)	(9)
	アルミ缶		(壳却)	20	廃食油	保管	(引取)	(29)
集団回収	リターナブルビン		(壳却)	6	アルミ缶	(壳却)	(壳却)	21
	新聞・雑誌		(壳却)	926	リターナブルビン	(壳却)	(壳却)	7
	段ボール・紙パック		(壳却)	179	新聞・雑誌	(壳却)	(壳却)	1,391
	布類		(壳却)	86	段ボール・紙パック	(壳却)	(壳却)	254
					布類	(壳却)	(壳却)	99
安土地域	可燃ごみ	焼却	中部清掃組合 日野清掃センター (ガス化溶融施設)	2,217	可燃ごみ	熱焼回収・発電	中部清掃組合 日野清掃センター (ガス化溶融施設)	1,778
	不燃ごみ	破碎・選別	中部清掃組合 能登川清掃センター (破碎選別施設)	132	不燃ごみ	破碎・選別	中部清掃組合 能登川清掃センター (破碎選別施設)	103
	粗大ごみ	破碎焼却	中部清掃組合 日野清掃センター	40	粗大ごみ	破碎・焼却	中部清掃組合 日野清掃センター (破碎鉄・アルミ) 再資源化	39
	埋立ごみ	埋立	中部清掃組合一般廃棄物最終処分場	8	埋立ごみ	埋立	中部清掃組合一般廃棄物最終処分場	4
	空き缶	リサイクル	(壳却)	16	空き缶	(壳却)	(壳却)	17
	ビン		中部清掃組合 能登川清掃センター	71	ビン	手選別	中部清掃組合 能登川清掃センター	66
	ペットボトル		(引取)	22	ペットボトル	圧縮・減容	(引取)※	21
	ペットボトルキャップ		組合日野清掃センター	0	ペットボトルキャップ	(引取)	(引取)	0
	白色トレイ		(壳却)	1	白色トレイ	圧縮・減容	組合日野清掃センター	(引取)※
	新聞		(壳却)	65	新聞	(壳却)	(壳却)	1
	雑誌		(壳却)	34	雑誌	(壳却)	(壳却)	63
	段ボール		(壳却)	18	段ボール	(壳却)	(壳却)	32
	紙パック		組合日野清掃センター	1	紙パック	圧縮・減容	組合日野清掃センター	(壳却)※
	布類		(壳却)	19	布類	(壳却)	(壳却)	2
集団回収	使用済乾電池		中部清掃組合 能登川清掃センター	3	使用済乾電池	保管	中部清掃組合 能登川清掃センター	(引取)
	使用済蛍光管		(引取)	1	使用済蛍光管	保管	(引取)	1
	廃食油		(引取)	3	小型家電	(引取)	(引取)	(10)
	粗大資源		(引取)	30	廃食油	(引取)	(引取)	3
	剪定枝		組合日野清掃センター	0	粗大資源	(引取)	(引取)	64
	アルミ缶		(壳却)	7	剪定枝	チップ化	組合日野清掃センター	(壳却) 0
	スチール缶		(壳却)	2	アルミ缶	(壳却)	(壳却)	7
	リターナブルビン		(壳却)		スチール缶	(壳却)	(壳却)	2
	新聞・雑誌		(壳却)	364	リターナブルビン	(壳却)	(壳却)	
	段ボール・紙パック		(壳却)	18	新聞・雑誌	(壳却)	(壳却)	369
	布類		(壳却)		段ボール・紙パック	(壳却)	(壳却)	12

注) 分別区分の詳細な内訳は、添付資料-3に示す。

当面は、上記のとおり、合併前の分別区分となるが、新施設の稼動に合わせ統一していく予定。

処理実績中、括弧書きの数字は、不燃ごみに含まれる。

※選別残渣は、中部清掃組合日野清掃センター(ガス化溶融施設)で処理

エ 今後の処理体制の要点

- 平成 24 年度から導入した指定ごみ袋により、分別の徹底と資源物の回収率の向上を図る。
- 資源物及びエネルギーの有効利用を推進するために、新たに高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する。
- 人口散在地域等での合併処理浄化槽の整備を進める。
- 事業系ごみの排出抑制指導や事業者向けごみ減量マニュアルの作成。配布について検討する。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)に記述したような分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 5 のとおり必要な施設整備を行う。

表 5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業	76t/日	近江八幡市竹町	H26(H24)～H28
2	マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)	近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業	16.35t/日	近江八幡市竹町	H26(H24)～H28

※現有処理施設の概要を別紙（添付資料－4）に示す。

（整備理由）

事業番号 1 施設の老朽化、高効率ごみ発電・焼却残渣有効利用の促進

事業番号 2 施設の老朽化、有効利用の促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 6 のとおり行う。

表 6 合併処理浄化槽への移行計画

事 業	直近の整備済基数(基) (平成 23 年度)	整備計画基 数 (基)	整備計画人 口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	2,959	400	1,200	H26～H30
合 計	2,959	400	1,200	

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

平成28年度稼動予定の高効率ごみ発電施設で発生する処理残渣等については、有効利用を図る。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

地域の自治会（区）などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進める。また、不法投棄を未然に防ぐため、地域や警察と連携し、ボランティア団体や周辺住民の協力のもと、監視・指導・防止体制の強化、定期的な清掃や啓発看板等を設置して、不法投棄が行われないような環境づくりを推進していく。さらに、不法投棄に対して、迅速に対応できるように、クリーンパトロールの実施と不法投棄監視員の設置を行っており、今後も実施していく。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市防災計画に策定されている災害時の廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する廃棄物の相互応援態勢の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

災害廃棄物の処理にあたっては、衛生的な処理、迅速な対応・処理、計画的な対応・処理、環境に配慮した処理、リサイクルの推進、及び安全作業の確保を踏まえて行うものとする。

※仮置場：既存廃棄物処分場を始め、公共施設の未利用地、その他民有地など所定の要件を満たす場所を候補地とする。

※処分する場所：本市ごみ処理施設のほか、民間施設の活用も図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめられた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成25年度)

1 地域の概要			
(1) 地域名	近江八幡市	(2) 地域内人口	81,967 人
(4) 様成市町村等名	近江八幡市	(5) 地域の要件	(人口) 面積 沖縄 雄島 竹富 磯島 山村 半島 豪雪 山村 平島 潮満 その他
(6) 様成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		
設立(予定)年月日：	年	月	日

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況、現状(排出量に対する割合)					目標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
事業系 総排出量(トン) 1事業所当たりの排出量(ト/事業所)	6,691 2.03	6,317 1.92	5,779 1.71	5,646 1.67	5,598 1.65	4,879 (H23比 -12.8%)
家庭系 総排出量(トン) 1人当たりの排出量(kg/人)	22,214 248	21,865 245	21,182 237	22,019 243	21,294 240	19,430 (H23比 -8.8%)
合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	28,905	28,182	26,961	27,665	26,892	24,309 (H23比 -9.6%)
再生利用率 直接資源化量(トン) 総資源化量(トン)	1,669 (6%) 4,381 (15%)	1,525 (5%) 4,184 (15%)	1,495 (6%) 3,965 (15%)	1,388 (5%) 3,661 (15%)	1,224 (5%) 3,514 (13%)	1,480 (6.1%) 6,056 (24.9%)
熱回収量 热回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	6,529 MWh
中間処理による減量化量 減量化量(中間処理前後の差 トン)	22,892 (79%)	22,292 (79%)	21,584 (80%)	19,691 (71%)	21,717 (81%)	19,311 (79.4%)
最終処分量 理立最終処分量(トン)	3,479 (12%)	3,590 (13%)	3,143 (12%)	4,314 (16%)	3,269 (12%)	1,104 (4.5%)

※別紙資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。(添付資料-5 (1))

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容	備考			
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)
エネルギー回収施設	近江八幡市 中部清掃組合	准連続燃焼式 全連続燃焼式	有 有	100t/s/日 180t/s/日	H28.4 H19.3	H28.8 老朽化、高効率ごみ第Ⅲ種、有効利用の促進	全連続燃焼式	H28.7 76t/s/日	H24以降保管施設
リサイクルセンター	近江八幡市 中部清掃組合	粗大ごみ資源搬送機 リサイクルセンター 資源還別設備	有 有	2t/s/時間 2t/s/日	H4.1 H10.4	H28.8 老朽化、効率的な資源回収	破碎選別・資源選別	H28.7 16,35t/s/日	H24以降休止
し尿処理施設	近江八幡市 八日市布引ヶ谷組合	粗大ごみ処理施設 リサイクルセンター	有 有	50t/s/日 1.5t/s/日	H6.4 H10.3				
最終処分場	近江八幡市 中部清掃組合	標準脱窒素処理 津好気性	有 有	100kL/s/日 157,514m ³	SS4.4 H8.4				
				75,000m ³	H11.4 H14.5				

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付。(添付資料-1に示す)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総 人 口	81,879	81,976	81,792	81,887	81,957	80,652
	42,974	45,453	46,709	48,476	49,818	55,689
公 共 下 水 道	52.5%	55.4%	57.1%	59.2%	60.8%	69.0%
	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
集 落 排 水 施 設 等	683	660	668	656	658	663
	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	27.7%	26.5%	26.3%	26.4%	26.6%
合 併 处 理 淨 化 槽 等	22,647	21,759	21,531	21,643	21,830	17,617
	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
未 处 理 人 口	15,575	14,104	12,884	11,112	9,651	6,683

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-5(2))

5 淨化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容	備考	
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次
浄化槽設置整備事業	近江八幡市	2,959	9,114	平成元年度	400	1,200	平成31年度
浄化槽市町村整備推進事業							

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成26年度）

事業種別	事業名稱	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間	総事業費(千円)						支付対象事業費(千円)	備考				
						平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		
○再生利用に関する事業					単位 開始 終了	1,278,582	459,975	266,749	551,858	0	0	1,178,582	459,422	266,749	452,411	0	0
マテリアルリサイクル推進施設						1,278,582	459,975	266,749	551,858	0	0	1,178,582	459,422	266,749	452,411	0	0
○高効率ごみ発電等に関する事業	マテリアルリサイクル推進施設	2	近江八幡市	16,35 t/5h	(H24) H26	4,827,918	3,198,879	951,816	677,223	0	0	1,178,582	459,422	266,749	452,411	0	0
高効率ごみ発電施設	1	近江八幡市	76 t/24h	(H24) H26		4,827,918	3,198,879	951,816	677,223	0	0	4,441,808	3,033,916	797,692	610,200	0	0
○浄化槽に関する事業						165,600	33,120	33,120	33,120	33,120	165,600	33,120	33,120	33,120	33,120	33,120	
浄化槽設置整備	3	近江八幡市	400 基	H26		165,600	33,120	33,120	33,120	33,120	165,600	33,120	33,120	33,120	33,120	33,120	
	合 計					6,272,100	3,691,974	1,251,685	1,262,201	33,120	33,120	5,785,990	3,526,458	1,097,561	1,095,731	33,120	33,120

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
発生抑制、 再使用の 推進に關 するもの	11	有料化	市指定ごみ袋の有料化による発生・排出抑制について検討する。	近江八幡市	H 26								
	12	環境教育及び普及啓発	学習会や講習会の開催及び広報紙等を活用し、環境問題に関して普及啓発していく。	近江八幡市	継 続								
	13	助成等	生ごみ処理器の購入補助や資源ごみの集団回収活動及びストックヤードを整備することにより、生ごみの減量化及び古紙等の再資源化を促進する。	近江八幡市	継 続								
	14	買い物袋持参運動、包装の簡素化	行政、事業者及び消費者団体等で構成される買い物ごみ減量フォーラムしがを中心に、買い物袋持参運動や簡易包装等を推進する。	近江八幡市	継 続								
	15	事業系ごみの排出抑制指導	多量排出事業者に対して減量計画の策定等を指導する。	近江八幡市	継 続								
	16	再使用の推進	リサイクルを推進するとともに、再生品の使用を推進していく。	近江八幡市	継 続								
	17	生活排水対策	生活排水対策に関する普及啓発活動を推進する。	近江八幡市	継 続								
処理体制の 構築、変更 に関するも の	21	エネルギー回収施設、熱回収及び処理残渣のリサイクル	エネルギー回収施設でのエネルギー及び処理残渣の有効利用方法を検討する。	近江八幡市	H 26 ～ H 28 ～以降								関連事業1
	22	生ごみの資源化	生ごみの自家処理の推進による排出抑制と再資源化を推進する。	近江八幡市	H 26								
	23	使用済蛍光管の分別回収	水銀を含む製品である使用済蛍光管の分別回収を行う。	近江八幡市	H 28								関連事業2
	24	小型家電の分別回収	小型家電リサイクル法に基づき、小型家電の分別回収を行う。	近江八幡市	H 27								関連事業2
処理施設の 整備に関するもの	1	高効率ごみ発電施設整備		近江八幡市	H 26	H 28		○					関連事業21 (事業開始 H24～)
	2	マテリアルリサイクル推進施設整備		近江八幡市	H 26	H 28		○					関連事業23、24 (事業開始 H24～)
	3	合併処理浄化槽		近江八幡市	H 26	H 30		○					
その他	41	家電リサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を行う。	近江八幡市	継 続								
	42	不法投棄対策	不法投棄監視員やクリーンパトロールによる巡回を実施する。	近江八幡市	継 続								
	43	災害時の廃棄物処理体制の強化	本市防災計画に基づく体制を強化する。	近江八幡市	継 続								

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名：滋賀県

(1) 事業主体名	近江八幡市
(2) 施設名称	近江八幡市環境エネルギーセンター
(3) 工期	平成 26 年度（平成 24 年度）～平成 28 年度
(4) 施設規模	処理能力 16.35 t / 日
(5) 処理方式	破碎選別、資源選別
(6) 地域計画内の役割	不燃ごみ及び粗大ごみの減容化・減量化を行うとともに、鉄・アルミの資源回収を促進する。カン類、ペットボトルの選別、圧縮又は梱包を行う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固体燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	ビン、紙類（新聞雑誌、段ボール、紙パック）、布類、乾電池等、金属類、缶、ペットボトル 使用済蛍光管、タイヤ、バッテリー、マットレス、リサイクル家電、小型家電、廃食油
--------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額	1,278,582 千円	（全体額： 1,398,684 千円）
------------	--------------	---------------------

施設概要（エネルギー回収推進施設系）

都道府県名：滋賀県

(1) 事業主体名	近江八幡市
(2) 施設名称	近江八幡市環境エネルギーセンター
(3) 工期	平成 26 年度（平成 24 年度）～平成 28 年度
(4) 施設規模	処理能力 76 t / 日 (38 t / 日 × 2 炉)
(5) 型式及び処理方式	全連続燃焼式
(6) 余熱利用の計画	<p>1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 12%) ・ 無</p> <p>2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 - %) ・ 無</p> <p>※隣接する都市公園への熱供給を行う予定であり、検討中である。</p>
(7) 地域計画内の役割	東近江ブロックにおいて広域化を担う二施設のうちの一施設として、高効率ごみ発電及び焼却残渣のリサイクルを促進する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	<p>1. 発生ガス回収効率 Nm^3/t</p> <p>2. 発生ガス量 $Nm^3/日$</p>
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	4,827,918 千円	(全体額： 5,049,327 千円)
------------	--------------	---------------------

施設概要(浄化槽系)

都道府県名：滋賀県

(1) 事業主体名	近江八幡市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共下水道等の整備区域外で、生活排水対策を促進する必要がある地域で、浄化槽を設置する者に補助金を交付することにより、その普及を促進し、生活排水による河川及び琵琶湖の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図る。
(4) 事業期間	平成26年度～平成30年度
(5) 事業対象地域の要件	「浄化槽設置整備事業実施要綱」に定める項目において ア 下水道計画区域外 (ア)湖沼水質保全特別措置法 規定地域 (イ)水質汚濁防止法 重点地域 (カ)自然公園等すぐれた自然環境を有する地域 イ 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道計画区域 (ア)湖沼水質保全特別措置法 規定地域 (イ)水質汚濁防止法 重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 165,600千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (1,200人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	400 基 (1,200 人分)	基	165,600,000	165,600,000	165,600,000
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基	基			
計画策定調査費		基			
合計	400 基 (1,200 人分)	基	165,600,000	165,600,000	165,600,000

※5人槽：基数×2人、6～7人槽：基数×3人、10人槽：基数×5人

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (0人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
6～7人槽	0 基 (0 人分)	基	0	0	0
合計	0 基 (0 人分)	基	0	0	0

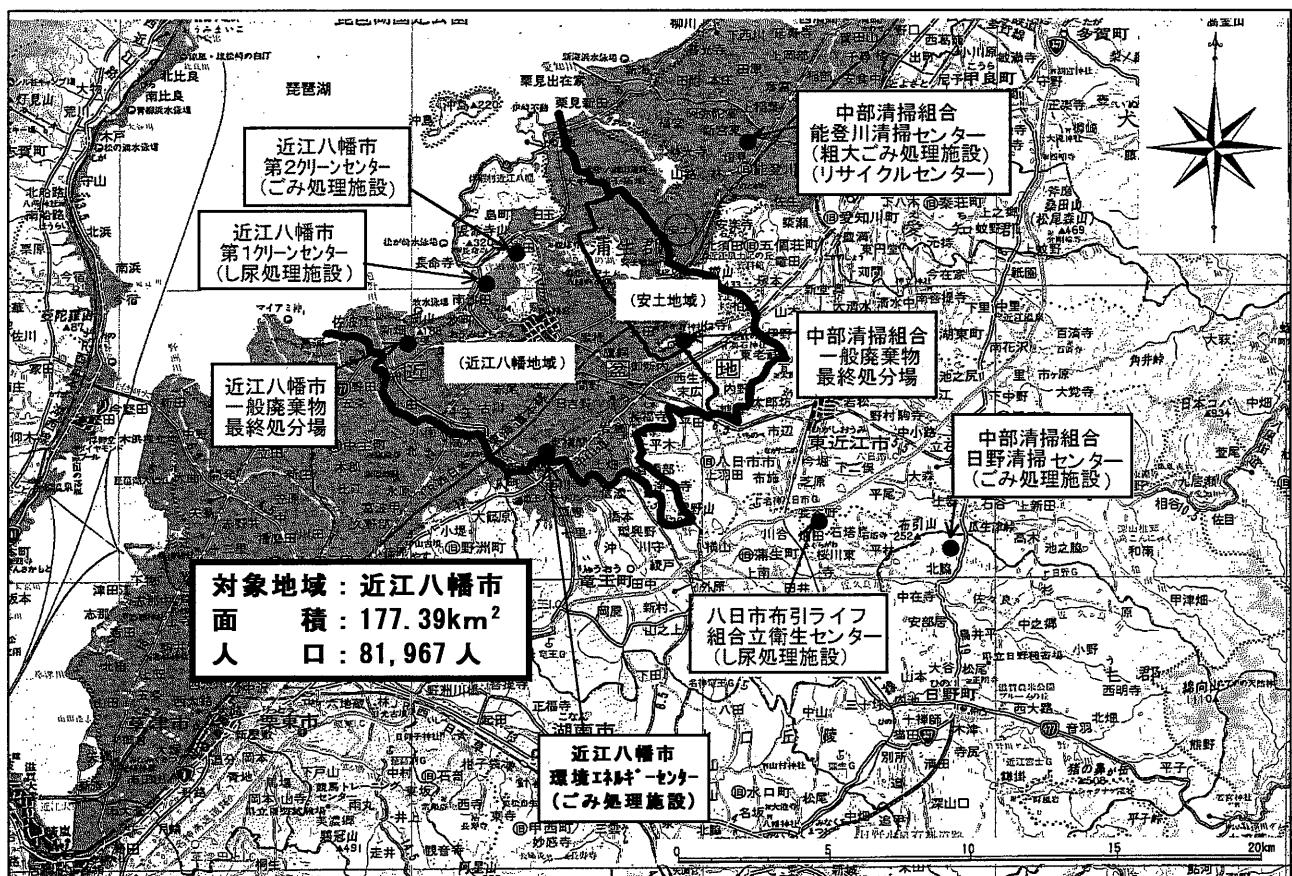
○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

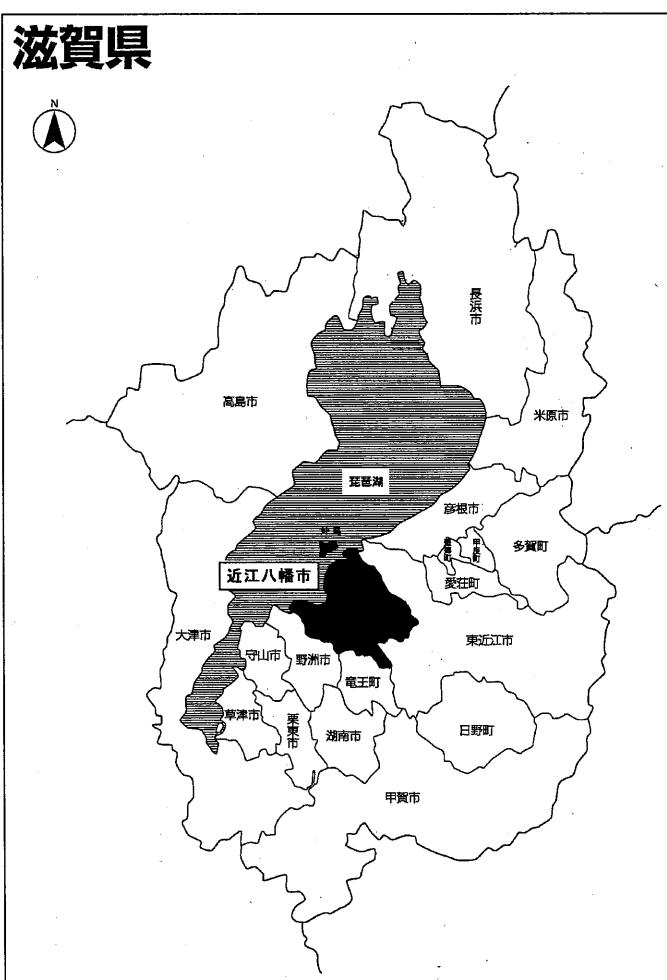
市町村総人口	人	市町村世帯数	世帯	
対象地域人口	人	対象地域世帯数	世帯	
	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

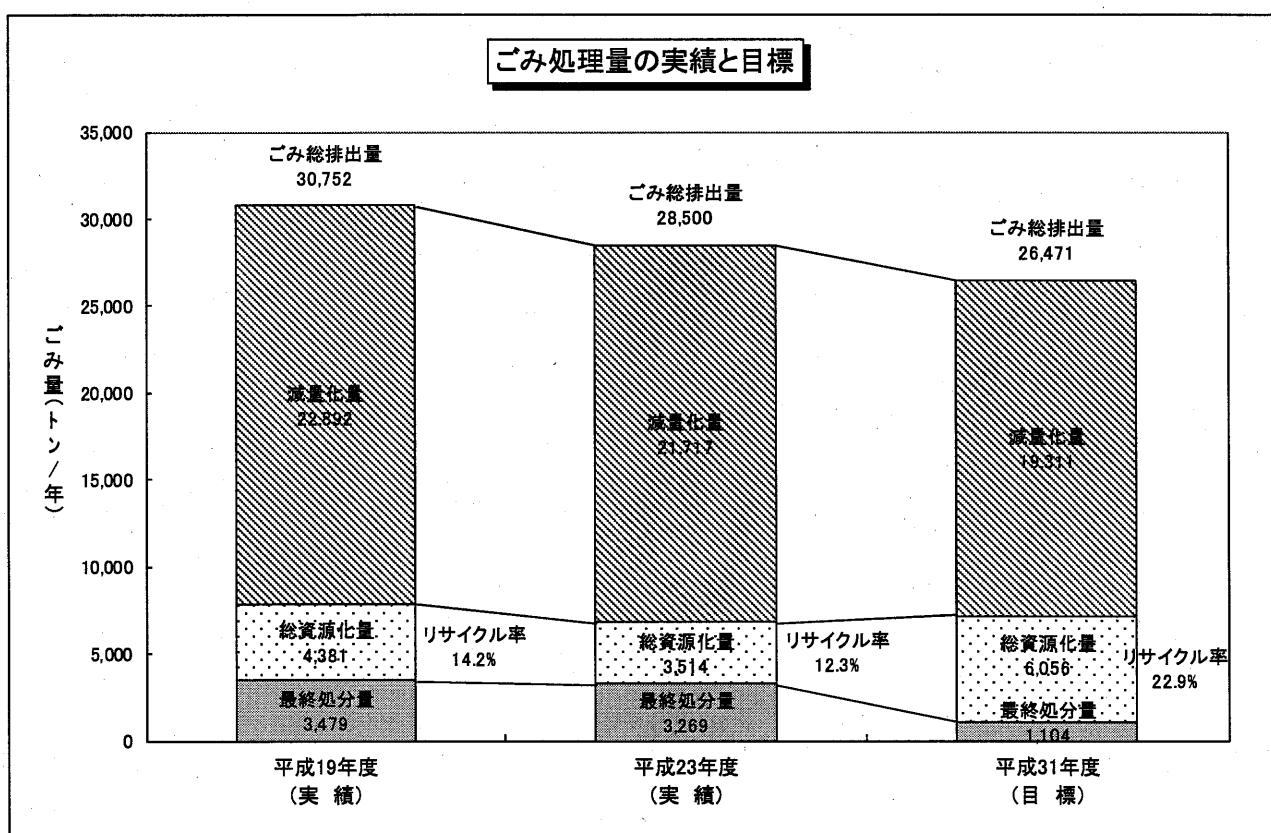
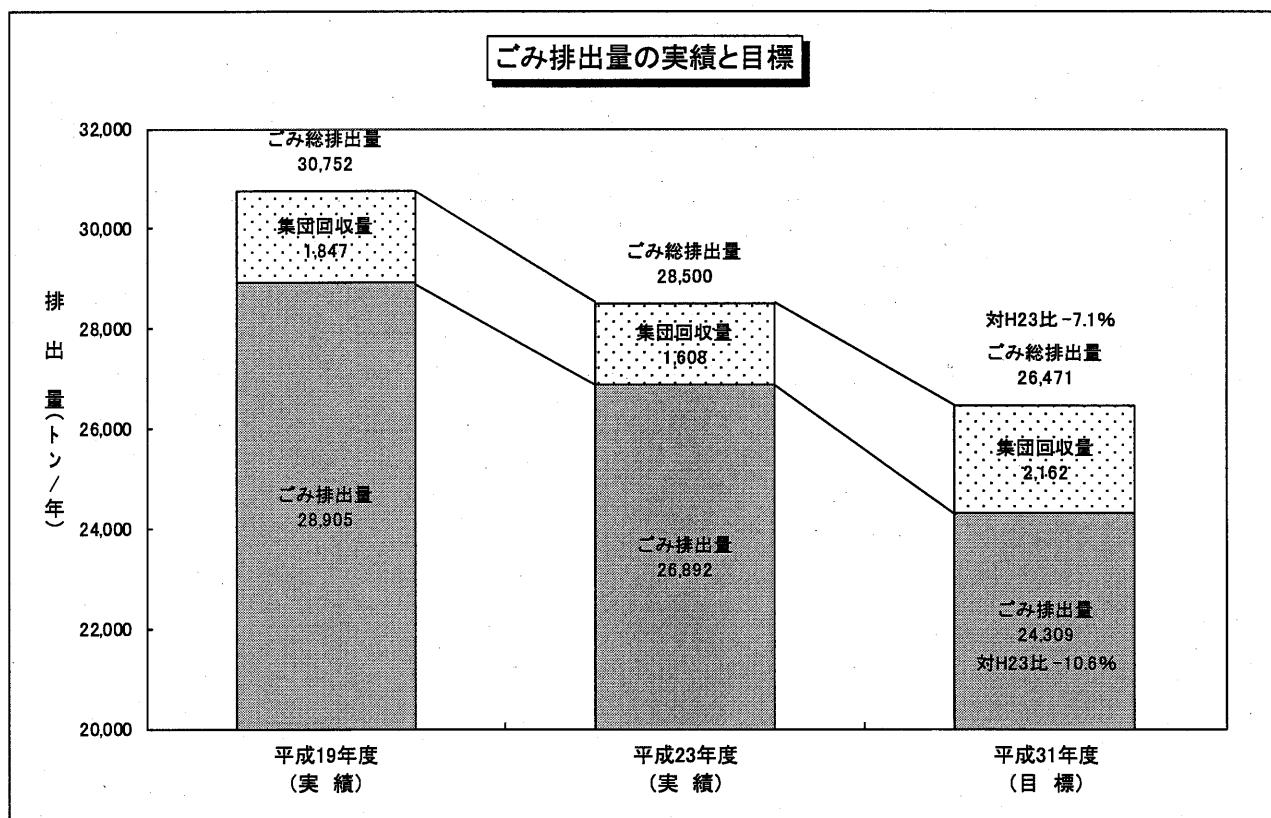
添付資料－1 対象地域図



滋賀県



添付資料－2 (1) ごみ減量化の目標の設定に関するグラフ



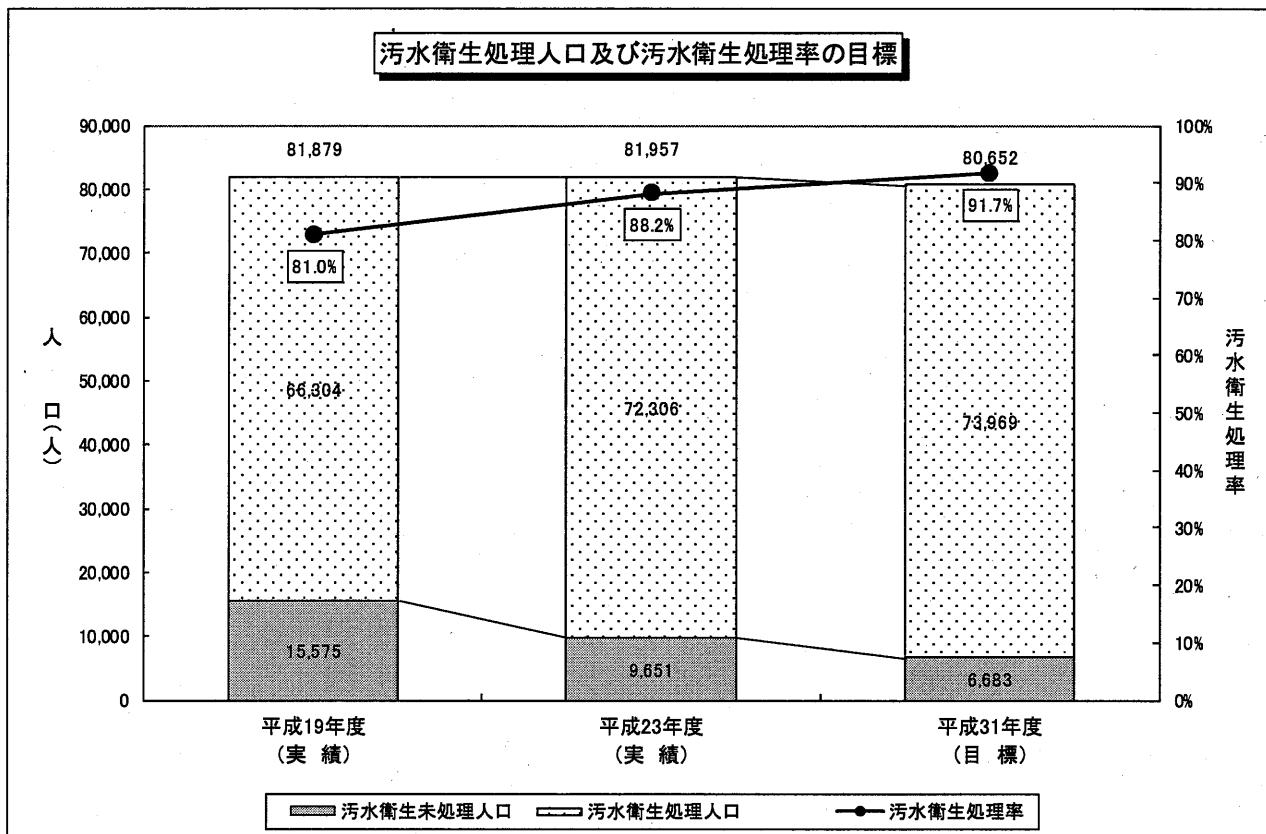
注) 減量化量：焼却処理等によって減量化された量。

総資源化量：集団回収量+直接資源化量+処理後再生利用量

リサイクル率：総資源化量÷ごみ総排出量

最終処分量：直接最終処分量+焼却残渣量

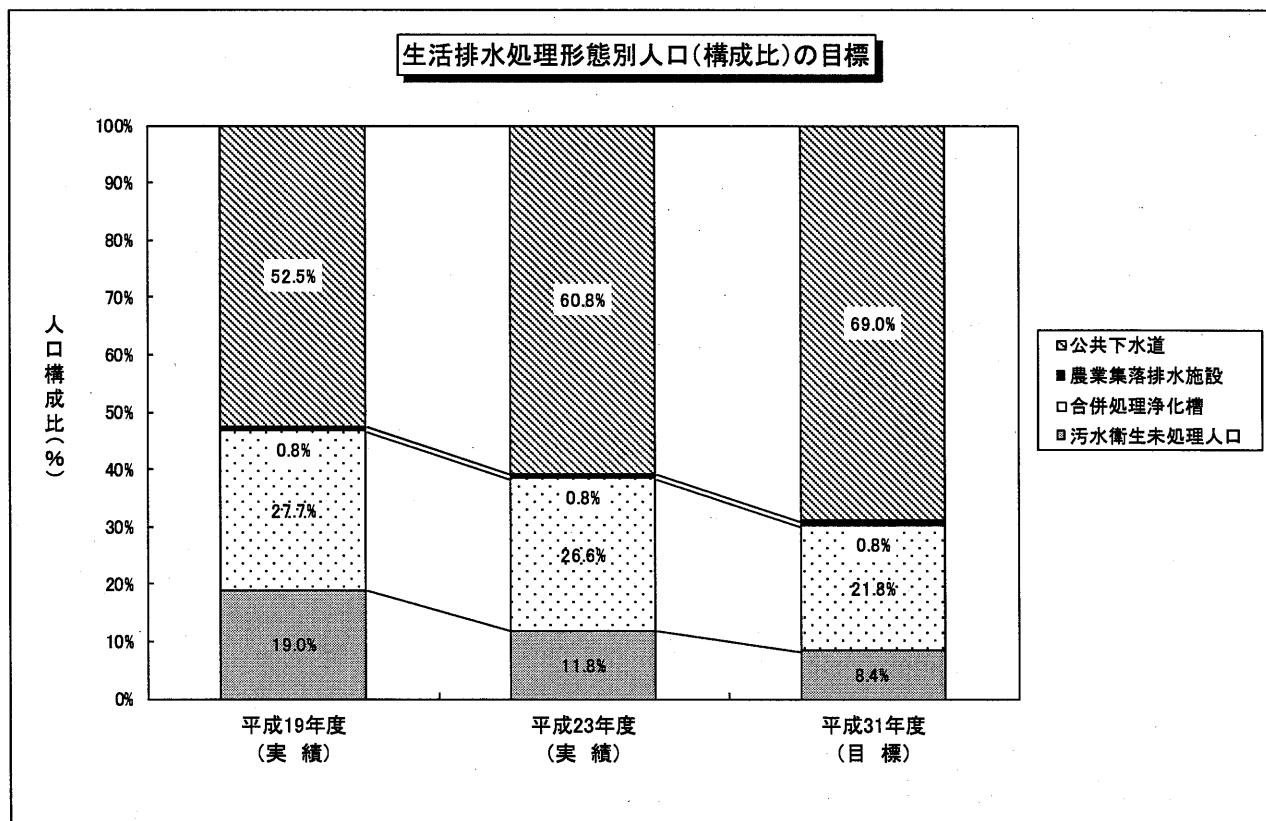
添付資料－2 (2) 生活排水処理の目標に関するグラフ



注) 汚水衛生処理人口：公共下水道人口+農業集落排水処理施設人口+合併処理浄化槽人口

汚水衛生未処理人口：単独処理浄化槽人口+非水洗化人口

汚水衛生処理率：汚水衛生処理人口 ÷ 総人口



添付資料－3 分別区分説明資料

平成25年4月1日現在

地域	分別区分	排出形態		収集頻度	収集方法		
近江八幡地域	可燃ごみ	指定袋	集積所	週2回	委託収集		
	不燃ごみ	指定袋	集積所	月1回	委託収集		
	空き缶	市指定容器	集積所	月1回	委託収集		
	ビン(無色・茶・その他)	市指定容器					
	ペットボトル	市指定容器					
	紙 類	新聞 雑誌 段ボール 紙パック					
	ライター・使用済乾電池	市指定容器					
	廃食用油	指定なし	拠点回収				
	粗大ごみ	直接搬入もしくは有料収集(申込制戸別収集)					
	家電4品目 (法定リサイクル)	別途運搬料金が必要					
安土地域	埋立ごみ	直接搬入					
	事業系ごみ	許可業者による収集もしくは直接搬入					
	可燃ごみ	指定袋	集積所	週2回	委託収集		
	不燃ごみ	指定袋	集積所	月1回	委託収集		
	空き缶	市指定容器	集積所	月1回	委託収集		
	ビン(無色・茶・その他)	市指定容器		2週1回(冬季は4週1回)			
	ペットボトル	市指定容器		2ヵ月1回			
	ペットボトルキャップ	市指定容器		月1回			
	白色トレイ	市指定容器					
	紙 類	新聞 雑誌 段ボール 紙パック					
	布類	中身が見える袋					
	使用済乾電池	市指定容器	集積所	3ヵ月1回	委託収集		
	使用済蛍光管	市指定容器		3ヵ月1回			
	廃食用油	市指定容器		2ヵ月1回			
	剪定枝	直接搬入					
	粗大ごみ	一	集積所	家電類:年1回 木製プラスチック:年2回 金属類:年2回	委託収集		
	家電4品目 (法定リサイクル)	直接搬入、別途運搬料金が必要					
	埋立ごみ(ガレキ類)	直接搬入					
	事業系ごみ	許可業者による収集もしくは直接搬入					

添付資料－4（1） 現有処理施設の概要（近江八幡地域）

ごみ処理施設

設置主体	近江八幡市
施設名称	近江八幡市第2クリーンセンター
所在地	近江八幡市北津田町159
竣工年月	昭和57年3月 (平成8年3月：基幹的施設整備、平成14年2月：排ガス高度処理設備)
敷地面積	8,000m ²
ごみ焼却施設	処理対象 可燃ごみ、可燃粗大、破碎残渣
	処理能力 100t/日(50t/16h×2基)
	炉型式等 准連続燃焼式旋回流型流動床焼却炉
	灰處理 薬剤処理
	余熱利用 温水利用
粗大ごみ処理設備	破碎機：30t/3h 磁選機、トロンメル、風力選別機
粗大ごみ破碎施設	同敷地内別棟、平成4年1月竣工 処理能力：2t/h、油圧駆動型2軸せん断式
リサイクルセンター 「ゆめっくる」	同敷地内別棟、平成10年4月竣工 ペットボトル：0.3t/5h以上、梱包 カン類：1.7t/5h以上、選別・圧縮
カレットストックヤード	36m ² (色別に4ヤード)

※平成24年度より焼却等を休止し、積替保管施設として機能

し尿処理施設

設置主体	近江八幡市
施設名称	近江八幡市第1クリーンセンター
所在地	近江八幡市津田町18-1
竣工年月	昭和54年3月
敷地面積	23,400m ²
処理能力	100kl/日
処理方式	水処理 標準脱窒方式
	汚泥処理 脱水+場外処理委託

最終処分場

設置主体	近江八幡市
施設名称	近江八幡市立一般廃棄物最終処分場
所在地	近江八幡市水茎町614
竣工年月	平成11年3月
埋立容量	157,514m ³
埋立面積	24,800m ²
埋立対象	不燃ごみ、破碎不燃残渣、焼却残渣、溶融残渣
埋立方式	サンドイッチ方式
しや水工	高密度ポリエチレンシート2重構造
浸出水 処理施設	処理能力 90m ³ /日
	ダイオキシン類処理+カルシウム凝集沈殿+ 接触曝気脱窒素処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌

注) 施設等の位置は、別途添付資料-1に示す。

添付資料－4 (2) 現有処理施設の概要 (安土地域)

ごみ処理施設

設置主体	中部清掃組合
施設名称	中部清掃組合 日野清掃センター (クリーンわたむき)
所在地	滋賀県蒲生郡日野町大字北脇1-1
竣工年月	平成19年3月
敷地面積	15,004m ²
ごみ焼却施設	処理対象 可燃ごみ、可燃粗大、破碎残渣
	処理能力 180t/日 (60t/24h×3基)
	炉型式等 加熱脱塩素化処理+灰融+薬剤処理
	灰処理 灰溶融+飛灰薬剤処理+壳電
	余熱利用 発電 (最大2,800kW、場内利用)
リサイクルセンター	
白色トレイ : 0.8t/4h (手選別+圧縮梱包)	
紙パック : 0.7t/1h (手選別+圧縮梱包)	
剪定枝 : 0.4t/5h (破碎)	
施設名称	中部清掃組合 能登川清掃センター
所在地	滋賀県東近江市種町528
竣工年月	平成6年3月
敷地面積	12,231 m ²
粗大ごみ処理施設	処理能力 50t/5h (内手選別8t)
	処理方式 破碎機 : 2軸せん断式+回転式 選別機 : 磁選機+トロンメル+風力選別機+アルミ選別機 手選別 : ピン類 (無色・茶色・その他の色)
リサイクルセンター	竣工年月 平成10年2月
	処理能力 1.5t/5h
	処理方式 ペットボトル : 選別+圧縮・減容
ストックヤード	カレット (無色・茶色・その他の色) ・ 使用済乾電池 ・ 使用済蛍光管 埋立ごみ (ガレキ類) ・ 家電4品目

し尿処理施設

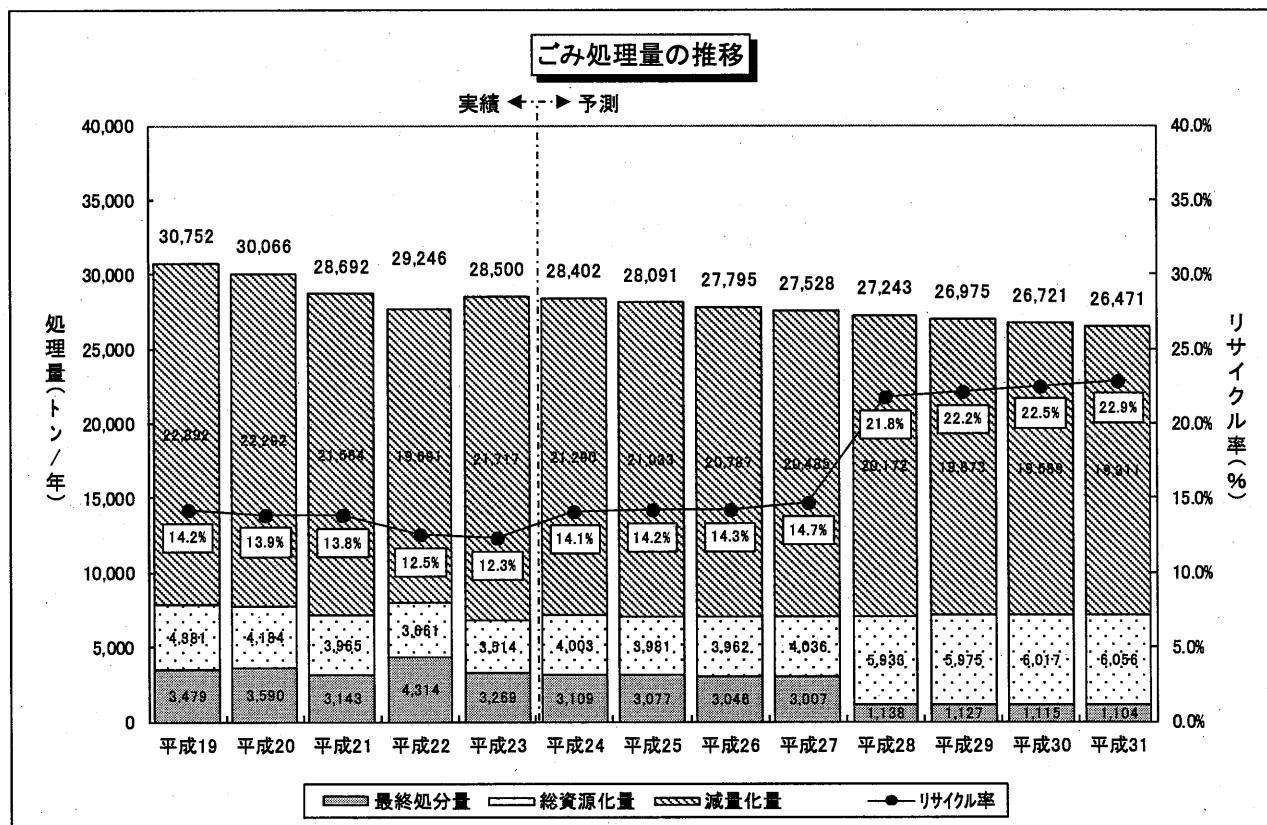
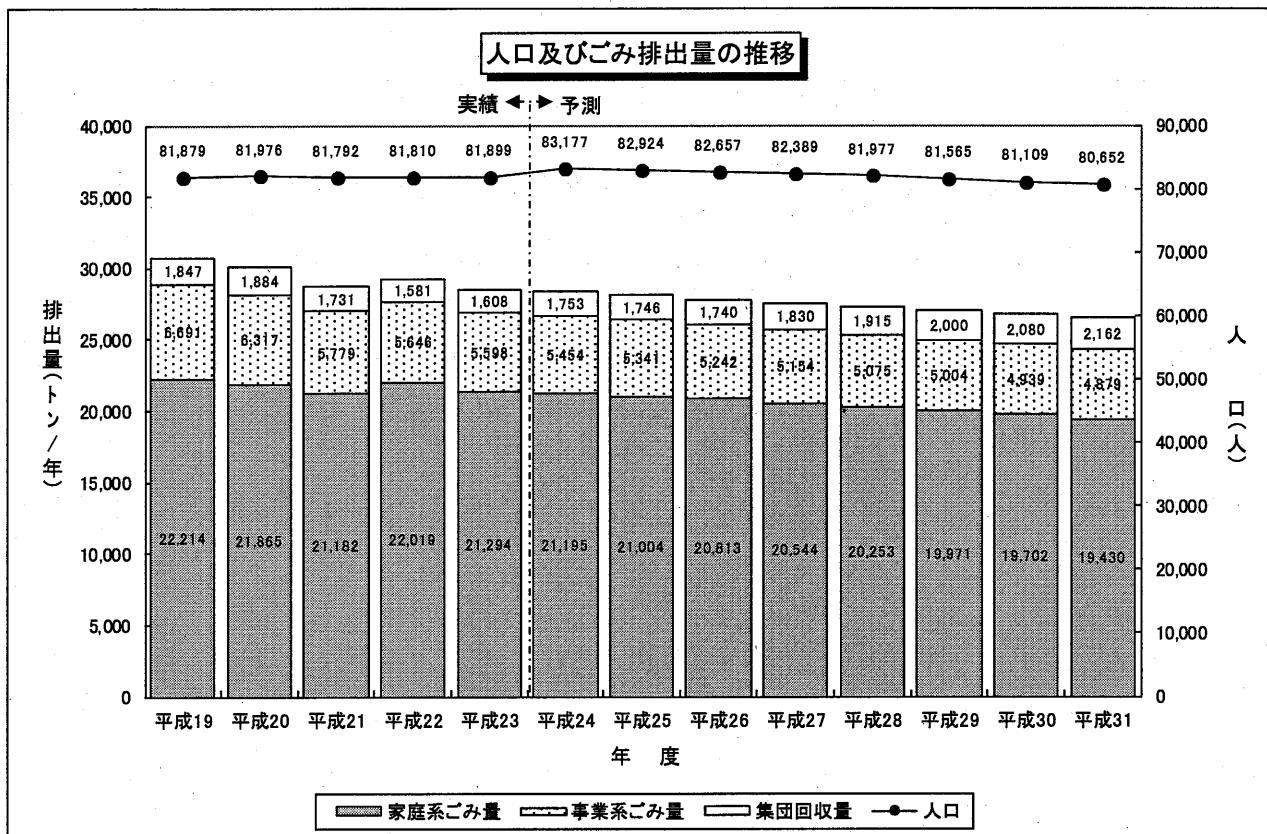
設置主体	八日市布引ライフ組合
施設名称	八日市布引ライフ組合 衛生センター
所在地	東近江市柴原南町1590
竣工年月	平成8年3月
敷地面積	23,240m ²
処理能力	255kL/日 (し尿204kL/日、浄化槽汚泥51kL/日)
処理方式	水処理 標準脱窒素処理+高度処理 (凝聚沈殿+オゾン+砂ろ過+活性炭吸着)
	汚泥処理 脱水+乾燥+焼却
	脱臭方式 酸洗浄+アルカリ洗浄+活性炭吸着

最終処分場

設置主体	中部清掃組合
施設名称	中部清掃組合 一般廃棄物最終処分場 (安土最終処分場)
所在地	滋賀県近江八幡市安土町上出地内
竣工年月	平成14年4月
埋立容量	75,000m ³
埋立面積	13,870m ²
埋立対象	不適物、飛灰固化物、ガレキ類、不燃物
埋立方式	サンドイッチ方式
しや水工	二重しや水シート
浸出水処理施設	処理能力 40m ³ /日
	処理方式 カルシウム除去+生物処理 (脱窒素処理含む) +凝聚膜ろ過+微量有害物質除去+活性炭吸着+消毒

注) 施設等の位置は、別途添付資料-1に示す。

添付資料－5（1） 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



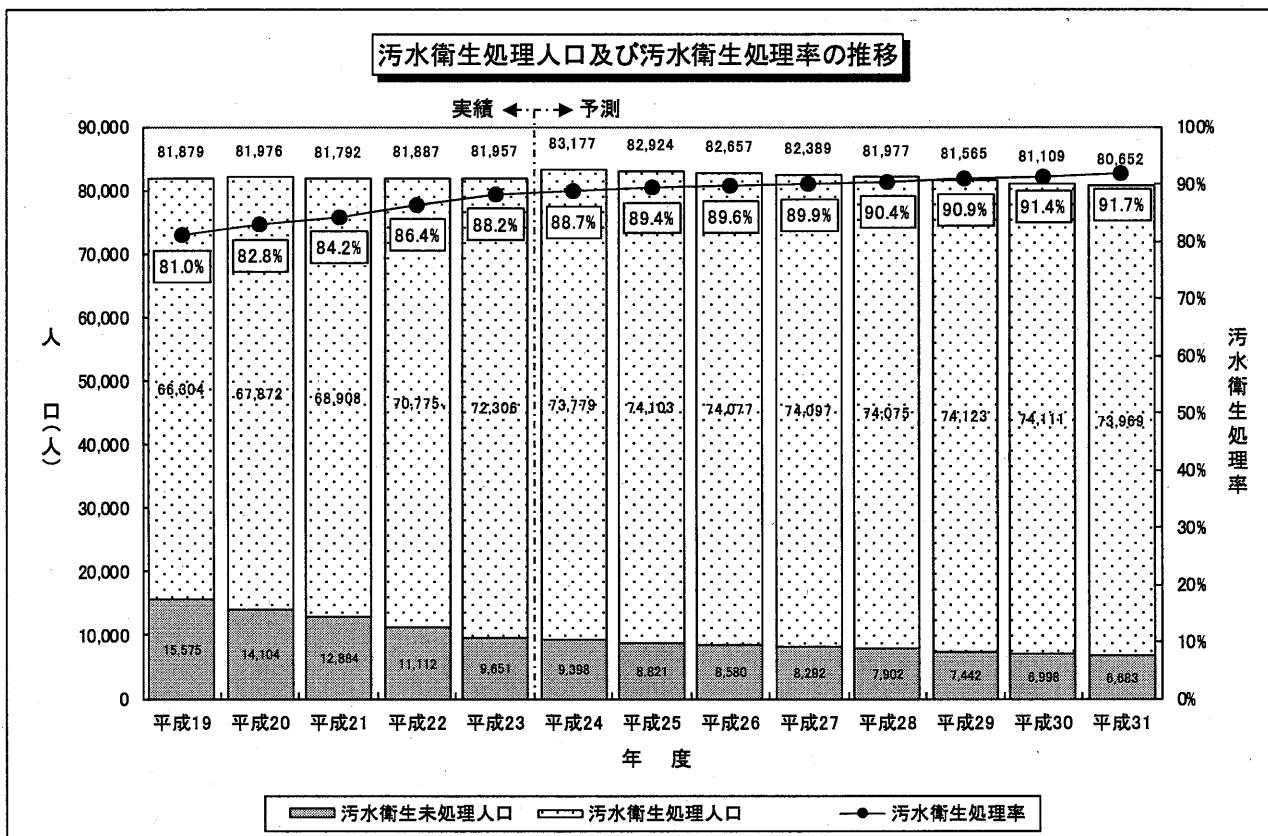
注) 減量化量：焼却処理等によって減量化された量。

総資源化量：集団回収量+直接資源化量+処理後再生利用量

リサイクル率：総資源化量÷ごみ総排出量

最終処分量：直接最終処分量+焼却灰量

添付資料－5（2） 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



注) 汚水衛生処理人口：公共下水道人口+農業集落排水処理施設人口+合併処理浄化槽人口

汚水衛生未処理人口：単独処理浄化槽人口+非水洗化人口

汚水衛生処理率：汚水衛生処理人口 ÷ 総人口

